

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料2】

令和6年度から義務化される事項について

1 感染症対策の強化（全サービス）

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられます。

-----【実地指導時に確認する内容】-----

指定事業者は、当該指定事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるように努めているか。

- ① 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ② 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ③ 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的の実施しているか。

【整備が必要となる書類等】

感染予防に関するマニュアル、委員会議事録、感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための指針、研修及び訓練の実施記録 等

※ 「感染対策マニュアル」及び「感染対策指針」作成に参考となる手引き、職員研修に役立つ動画等は、下記の厚生労働省ホームページを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

※ 県においても、令和4年度に実施した「感染対策に係る研修会」の資料・動画を下記のホームページに掲載しています。ぜひ、御活用ください（県看護協会へ委託して実施したものです）。

<https://youtu.be/Pf1N62j71Tk>

2 業務継続（BCP）に向けた取組の強化（全サービス）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられます。

--- 【実地指導時に確認する内容】 -----

- ① 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。
- ② 指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めているか。
- ③ 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。

【整備が必要となる書類等】
業務継続計画、研修及び訓練の実施記録 等

※ 「業務継続計画」作成に参考となる手引き・ひな形等は、下記の厚生労働省ホームページを参照ください。

- ・ 自然災害発生時の業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

業務継続計画が未策定の場合、報酬が減算されます！！（次ページ参照）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（抜粋）

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要 【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
 - ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

3 安全計画の策定及び送迎車両への安全装置の設置の義務化について(障害児)

(1) 安全計画について

こどもの安全の確保については、保育所の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい重大事案が繰り返し発生する中、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正が行われ、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所については、「安全計画」を各施設・事業所において策定することが義務付けられます。

各施設・事業所が安全計画を策定にするに当たっての留意事項等については、【資料6】を御確認ください。

(2) 送迎車両への安全装置の設置について

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、障害児の見落としを防止する装置を備えることが義務づけられます。

令和6年度報酬改定により減算される事項について

1 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化等について

虐待防止及び身体拘束適正化の取組の強化が以下のとおり図られます。

なお、身体拘束等については、指定基準において緊急やむを得ない場合を除き禁止されているところですが、

- ・ 緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たす場合であること
- ・ 組織として当該要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと

が今後、解釈通知（＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について）において明記される予定です。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（抜粋）

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

2 障害福祉サービス等の情報公表制度について

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設され、施設・居住系サービスは、所定単位数の10%、訪問・通所系サービスは所定単位数の5%が減算となります。

また、指定障害福祉サービス事業者等の指定更新申請の際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとしてされています。

なお、公表情報については、過去に登録された情報が更新されていない事業所が見受けられます。特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものですので、適切に情報更新・公表を行っていただきますようお願いいたします。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（抜粋）

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

※ 情報公表制度の詳細については、【資料4】を参照してください。